

## 東住吉区乳幼児健康診査未受診者等連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 乳幼児健診未受診者家庭及び母子保健サービスの対象となる乳幼児がおり、かつ日常的に生活実態を把握する機会が得られない家庭（以下「乳幼児健康診査未受診者家庭等」という。）について、東住吉区役所の関係課が福祉サービスの受給状況等の関連情報を集約することにより家庭状況を把握し、虐待予防も視野に入れて、乳幼児の健全な育成のために必要な支援につなげることを目的に、東住吉区乳幼児健康診査未受診者等連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児健診未受診者家庭等に係る福祉サービスの受給状況等関連情報の共有及び収集に関すること
- (2) その他連絡会の設置目的を達成するため必要と認められる事項に関すること

### (構成)

第3条 連絡会は、保健担当課長（以下「課長」という。）の指名する窓口サービス課、保健福祉課及び保護課の職員をもって構成する。

### (会議運営)

第4条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、課長が必要に応じ構成員を召集して開催する。ただし、会議の案件に応じ、関係する構成員のみで開催することを妨げない。

2 課長が必要と認めるときは、構成員以外の職員に会議への出席を求めることができる。

### (会議結果の報告)

第5条 会議の開催結果は、その都度、保健福祉センター所長に報告するものとする。

2 会議において虐待発生のリスクが高い案件であると判断した場合は、当該案件について区長及び要保護児童対策地域協議会実務者会議に報告するものとする。

### (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、保健福祉課（保健担当）において処理する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。